

適用期間を令和3年9月30日まで延長しました。(令和3年9月13日)
なお、感染症の拡大・縮小状況に応じて期間を延長や短縮する場合があります。

3 練都調第137号

令和3年5月12日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る練馬区まちづくり条例の運用の特例について

第1 目的

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)の拡大防止のため、練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。)および練馬区まちづくり条例施行規則(平成18年3月練馬区規則第26号。以下「規則」という。)による近隣住民への説明の方法に係る運用の特例を定める。

第2 適用期間

本運用の特例は、令和3年5月12日から令和3年5月31日までの期間に限り適用する。なお、感染症の拡大状況により区長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

第3 運用方法

【大規模建築物】

1 条例第52条第1項第1号および第4号から第7号まで(第5号から第7号までは葬祭場等に限る。)に規定する大規模建築物の建築等をしようとする者は、条例第54条の規定に基づく説明会の開催の措置を第2に規定する適用期間(以下「適用期間」という。)内に必要があると区長が認める場合は、つぎの(1)から(3)までの対応を講じること。

(1) 規則第46条第5項に規定する資料につぎのア、イの事項を記載した資料を加えて投函すること。

ア 感染症の拡大防止のため、条例に基づく近隣住民説明会を分割や予約制などにして開催する旨の説明

イ 規則第46条第3項各号に規定する事項の説明

(2) (1)の資料の投函後に、近隣住民から説明会参加の希望があった場合は、説明会の場所等を周知すること。

説明会を開催する場合は、マスクの着用を行う等、感染症の拡大防止を行うとともに、1回の利用人数を定員の50%以下に限定して行い、利用人数が定員の50%を超える場合は複数回に分けて行うこと。

また、説明会の終了時間は、午後8時とすること。

(3) 資料の投函後に近隣住民から説明会とは別に資料の質問・説明の要望があった場合は、訪問等を行い資料の質問への回答および説明をすること。

訪問等を行う場合は、マスクの着用を行う等、感染症の拡大防止に努めること。

2 資料の投函後、説明会の希望および説明会とは別に資料の質問・説明の要望がなかった場合は、最後に資料を投函した日から起算して14日を経過した後に条例第55条第1項の規定による協議の申請を可能とする。

【特定用途建築物】

1 条例第61条第1項第2号から第5号までおよび第7号（第7号は葬祭場等に限る。）に規定する特定用途建築物の建築等をしようとする者で、条例第63条の規定に基づく説明会の開催等の措置を適用期間内に講じる必要があると区長が認める場合であって、つぎの(1)から(3)までに掲げる内容を満たしたものは、説明資料の投函により、ワンルーム形式の集合住宅の建築の手引き（令和元年9月発行。以下「手引き」という。）に規定する近隣住民への個別説明を行ったものとみなす。

(1) 規則第46条第5項に規定する資料につぎのア、イの事項を記載した資料を加えて投函すること。

ア 感染症の拡大防止のため、条例に基づく近隣住民説明を資料の投函により行う旨の説明

イ 規則第46条第3項各号に規定する事項の説明

(2) (1)の資料の投函後に、近隣住民から資料の質問・説明の要望があった場合は、訪問等を行い、質問への回答および説明を行うこと。

(3) (2)により訪問等を行う場合は、マスクの着用を行う等、感染症の拡大防止に努めること。

2 資料の投函後、資料の質問・説明の要望がなかった場合は、最後に資料を投函した日から起算して14日を経過した後に条例第64条第1項の規定による協議の申請を可能とする。

【宅地開発事業】

1 条例第70条第1項に規定する宅地開発事業（条例第79条に該当する事業を除く。）を行おうとする者で、条例第72条の規定に基づく説明会の開催等の措置を適用期間内に講じる必要があると区長が認める場合であって、つぎの(1)から(3)までに掲げる内容を満たしたものは、説明資料の投函により、手引きに規定する近隣住民への個別説明を行ったものとみなす。

(1) 規則第46条第5項に規定する資料につぎのア、イの事項を記載した資料を加えて投函すること。

ア 感染症の拡大防止のため、条例に基づく近隣住民説明を資料の投函により行う旨の説明

イ 規則第46条第3項各号に規定する事項の説明

(2) (1)の資料の投函後に、近隣住民から資料の質問・説明の要望があった場合は、訪問等を行い、質問への回答および説明を行うこと。

(3) (2)により訪問等を行う場合は、マスクの着用を行う等、感染症の拡大防止に努めること。

2 資料の投函後、資料の質問・説明の要望がなかった場合は、最後に資料を投函した日から起算して14日を経過した後に条例第73条第1項の規定による協議の申請を可能とする。